

母子歯科健康診査および相談事業の実施に関する全国調査

（人口規模別の分析）

研究分担者 丸山 進一郎（アリスバンビーニ小児歯科）
研究協力者 高澤 みどり（千葉県市原市保健センター）
田村 光平（東京都葛飾区保健所健康推進課）

全国の市町村では母子歯科健康診査および相談事業が行われているが、その実施内容および従事する職種は不明であったことから、実態を把握するため全国調査を行い、人口規模別に分析した。法定の健康診査以外の事業について、保健所政令市では妊婦歯科健康診査および妊婦教室の実施が8割を超えていたが、一般市町村では妊婦歯科健康診査が41%、妊婦教室が50%と低かった。従事職種は、保健所政令市では歯科衛生士の常勤と非常勤であまり差がなかったが、一般市町村では非常勤歯科衛生士が多かった。フッ化物歯面塗布は、人口規模に関係なく、2歳児までは年齢が上がるほど実施する市町村が増加していた。マニュアルの整備率は、保健所政令市で高く、一般市町村では30～40%程であった。こうした違いには、常勤歯科専門職の配置の有無が大きく影響していると考えられる。また、一般市町村では、非常勤歯科衛生士が母子歯科健康診査および相談事業を担っている状況を考慮すると、事業の精度を保ち適切な運営を行うためには、一般市町村でこそマニュアルを整備する必要がある。

A．研究目的

全国の市町村では、母子保健法に基づく1歳6か月児および3歳児健康診査時の歯科健康診査以外にも、市町村独自の母子保健サービスの一環として、様々な年齢を対象とした母子歯科健康診査および相談事業が行われている。都道府県によっては、これら母子歯科健康診査および相談事業の実施状況を毎年把握して内容を取りまとめているところもあるが¹⁻³⁾、全国規模での実施状況については、これまで把握されていなかった。

また、市町村では、保健師や管理栄養士・栄養士などと比較し、常勤職員として歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）がいるところは少ない⁴⁻⁶⁾。このため、母子歯科健康診査では、主

に歯科医療機関の歯科医師と歯科衛生士が、相談事業では、保健師や非常勤歯科衛生士が業務に従事していると考えられるが、これらの事業に従事している職種も不明の状況であった。

以上より、母子歯科健康診査の実施内容および健康診査後の保健指導などについて、健康診査の実施主体者である全国市町村の実態を把握することを目的に、アンケート調査を実施し、平成25年度の分担研究報告書では、各対象年齢別の概況について報告した。平成26年度は、人口規模別による実施状況の違いについて分析を行ったので報告する。

B．研究方法

【対象・方法】

母子歯科健康診査の実施主体者である全国市町村の母子保健担当部署 1,742 か所(保健所政令市および特別区 92 か所、一般市町村 1,650 か所)を対象として、平成 25 年度の市町村の母子歯科健康診査の実施状況について調査票を用いて検討を行った。

調査票は、研究代表者より市町村の母子保健担当部署に郵送し、返信用封筒を用いて回収した。調査項目は、各母子歯科健康診査および相談事業の実施状況、従事している職種、フッ化物歯面塗布の実施状況、マニュアルの整備状況である。なお、本調査は、「乳幼児健康診査後の事後措置や評価等に関する調査」および「妊産婦の保健指導に関する調査」と一緒に実施した。

回収したデータは、市町村の人口規模による実施状況の違いを分析するため、保健所政令市および特別区と一般市町村に分けて集計した。統計学的解析には²検定を使用し、「未記入」を除いて分析した。

【調査期間】

平成 25 年 8 月から平成 25 年 10 月まで

(倫理面への配慮)

調査実施機関のあいち小児保健医療総合センター倫理委員会の承認を得た。

C. 研究結果

回答は 1,250 市町村から得られ(回収率: 71.8%)、内訳は、保健所政令市および特別区が 83 か所(90.2%)、一般市町村は 1,167 か所(70.7%)であった。

回答者の職種は、保健所政令市および特別区では、歯科衛生士が 59.0%と最も多く、次に、保健師の 24.1%であった。一般市町村では、保健師が 79.8%と最も多く、次いで歯科衛生士の

11.1%であった。この 2 職種で回答者の約 9 割を占め、その他の職種の割合は低かった。

回答者の職種

	保健所政令市		一般市町村	
	人数	割合	人数	割合
歯科医師	3	3.6%	0	0.0%
歯科衛生士	49	59.0%	129	11.1%
保健師	20	24.1%	931	79.8%
管理栄養士・ 栄養士	0	0.0%	12	1.0%
事務職	4	4.8%	3	0.3%
その他	1	1.2%	8	0.7%
複数回答*	2	2.4%	12	1.0%
未記入	4	4.8%	72	6.2%
合計	83	100.0%	1,167	100.0%

* 複数回答の内訳

	保健所政令市	一般市町村
歯科医師 + 歯科衛生士	1	0
歯科衛生士 + 保健師	1	10
歯科衛生士 + 管理栄養 士・栄養士	0	1
保健師 + 事務職	0	1

1. 事業の実施状況(図 1)

事業の実施状況について、法定の 1 歳 6 か月児および 3 歳児歯科健康診査以外では、保健所政令市および特別区で、妊婦歯科健康診査および妊婦教室の実施が 8 割を超えていた。一般市町村では、妊婦歯科健康診査は 40.8%、妊婦教室が 50.2%であり、保健所政令市および特別区と比べて有意に低く、最も高かったのは 2 歳児歯科健康診査・相談事業の 71.0%であった。

2. 従事している職種の数(図 2)

従事している職種について複数回答して

もらったところ、保健所政令市および特別区では、歯科衛生士の常勤と非常勤の間であまり差がみられなかったが、一般市町村では、非常勤歯科衛生士が多く、保健師も一定数従事していた。

3．事業の実施形態（図3）

事業の実施形態は、妊婦歯科健康診査を除いて、全体的に集団での実施が多かったが、保健所政令市および特別区では、1歳児および2歳児歯科健康診査・相談事業について、集団と個別の実施割合が同程度であり、一般市町村との間で有意差がみられた。

4．マニュアルの整備状況（図4）

マニュアルの整備率は、1歳児歯科健康診査・相談事業を除いて、一般市町村よりも保健所政令市および特別区で有意に高かった。なかでも、法定の1歳6か月児および3歳児歯科健康診査では、80%以上でマニュアルが整備されていた。

5．マニュアルの種類（図5）

マニュアルの種類について、保健所政令市および特別区では、実施マニュアルと指導マニュアルの両方のマニュアルが整備されているところが多かった。また、この設問については、未記入が多く見られた。

6．フッ化物歯面塗布の実施状況（図6）

フッ化物歯面塗布について、2歳児歯科健康診査・相談事業までは、年齢が上がるほど実施する市町村が増えていたが、3歳児歯科健康診査では減少していた。また、有意差がみられたのは3歳児歯科健康診査のみであったが、全年齢において、保健所政令市および特別区ではフッ化物歯面塗布の実施が少

なかった。

D．考察

回答者の職種について、母子歯科保健事業の場合、う蝕予防に関する健康教育や保健指導以外では、口腔機能の発達と食べ方の関係や、授乳や離乳時期の指導など、栄養分野に関わる内容が多くなるが、管理栄養士・栄養士による回答は少なかった。これは、歯科専門職同様、管理栄養士・栄養士が採用されていない市町村が存在することや、母子保健事業の担当が保健師である場合が多いことが影響していると考えられる。

事業の実施状況について、保健所政令市および特別区では、妊婦歯科健康診査と妊婦教室の実施が多かった。保健所政令市および特別区は、一般市町村と比較して人口構成が若く、20～30歳代の女性が多いことから、妊産婦に対する歯科保健事業の住民ニーズが高い可能性が考えられる。

従事している職種について、保健所政令市および特別区では、常勤歯科衛生士が比較的多く従事していた。保健所政令市および特別区では、一般市町村より人口規模が大きいことから、子どもの数も多く、健診回数も多くなる。このため、母子保健事業に占める歯科保健事業の業務量も多くなり、歯科衛生士を常勤で雇用している割合が高くなることが要因として考えられる。一方、一般市町村では、回答者の職種の8割が保健師であったことを考慮すると、保健師を中心として、非常勤歯科衛生士が母子歯科健康診査および相談事業を実施している状況がうかがえる。

事業の実施形態は、妊婦歯科健康診査を除いて、全体的に集団が多かった。妊婦歯科健康診査については、妊婦の体調やライフスタイルを考慮し、健康増進法に基づいて市町村が実施し

ている歯周疾患検診と同様の仕組みを採用することで、妊婦の都合のよい時期に歯科医療機関を受診できることを優先しているためと考えられる。また、1歳児および2歳児歯科健康診査・相談事業では、保健所政令市および特別区において、個別による実施が有意に多かった。この理由として、健診回数の増加による健診場所および従事者の確保といった物理的制約などから、法定の健康診査以外は、歯科医療機関での個別実施を選択している可能性が考えられる。

マニュアルについて、法定の健康診査では約半数の一般市町村で整備されていたが、その他の歯科健康診査・相談事業では30～40%程とあまり整備されていなかった。一般市町村では、主に、非常勤歯科衛生士が母子歯科健康診査および相談事業を担っている状況を考慮すると、事業の精度を保ちながら適切な運営を行うためには、一般市町村にこそマニュアルを整備する必要があるほか、定期的に研修を実施することも重要となる。

フッ化物歯面塗布について、3歳児歯科健康診査での実施が少なかった。これは、3歳児健康診査では、歯科だけではなく、心身の発育のチェックも重要となることから、短い健診時間内で、フッ化物歯面塗布まで実施するのは難しい現場の状況があることが推察される。なお、保健所政令市および特別区で塗布の実施が少ないのは、健診時間や従事者の確保といった物理的要因以外に、保護者のフッ化物に対する意識や考え方のほか、都市部では乳歯う蝕が少ないことなども関係していると考えられる。

乳歯う蝕について、平成24年度の3歳児う蝕有病者率は19.1%であるが⁷⁾、この子どもたちが5歳児となった平成26年度のう蝕有病率は38.5%と倍増している⁸⁾。乳歯う蝕の予防には、フッ化物配合歯磨剤を用いた毎日の仕上げ

磨きのほか、間食の与え方なども重要となることから、保健指導の場を利用し、保護者による子どもの食生活を含めた生活習慣の見直しを行うことも大切である。

E. 結論

本調査により、母子歯科健康診査および相談事業の全国的な実施状況が明らかとなった。特に、保健所政令市および特別区と一般市町村では、実施状況に大きな違いが見られた。これは、保健所政令市および特別区は、一般市町村より人口規模が大きいこと、常勤歯科専門職の配置が多いことが影響していると考えられる。また、一般市町村では、非常勤歯科衛生士が母子歯科健康診査および相談事業を担っている状況を考慮すると、事業の精度を保ち適切な運営を行うためには、一般市町村でこそマニュアルを整備し、定期的な研修を行う必要がある。

【参考文献】

- 1) 東京都．東京の歯科保健 - 東京都歯科保健医療関係資料集 - .
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/shikahoken/shiryo/toukyounoshikahoken.html
- 2) 奈良県．市町村歯科保健事業実施状況報告書．
<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=35011>
- 3) 千葉県．平成24年度市町村歯科健康診査（検診）実績報告書．
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/toukeidata/sikatyouosa.html>
- 4) 厚生労働省．平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況．
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/12/>

- 5) 厚生労働省 . 平成 24 年衛生行政報告例
(就業医療関係者) の概況 .

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/12/>

- 6) 厚生労働省 . 平成 24 年度地域保健・健康増進事業報告の概況 .

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/12/index.html>

- 7) 厚生労働省 . 平成24年度歯科健康診査(1 歳6か月児及び3歳児健康診査) に係る実施状況 (結果) について .

- 8) 文部科学省 . 学校保健統計調査 - 平成26 年度 (確定値) の結果の概要 .

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/hoken/kekka/k_detail/1356102.htm

F . 研究発表

- 1) 田村光平 , 高澤みどり , 安藤雄一 , 山崎嘉久 : 母子歯科健康診査及び相談事業の全国市区町村における実施状況 , 第 73 回日本公衆衛生学会総会抄録集 219 , 2014 .

G . 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

図1：事業の実施状況

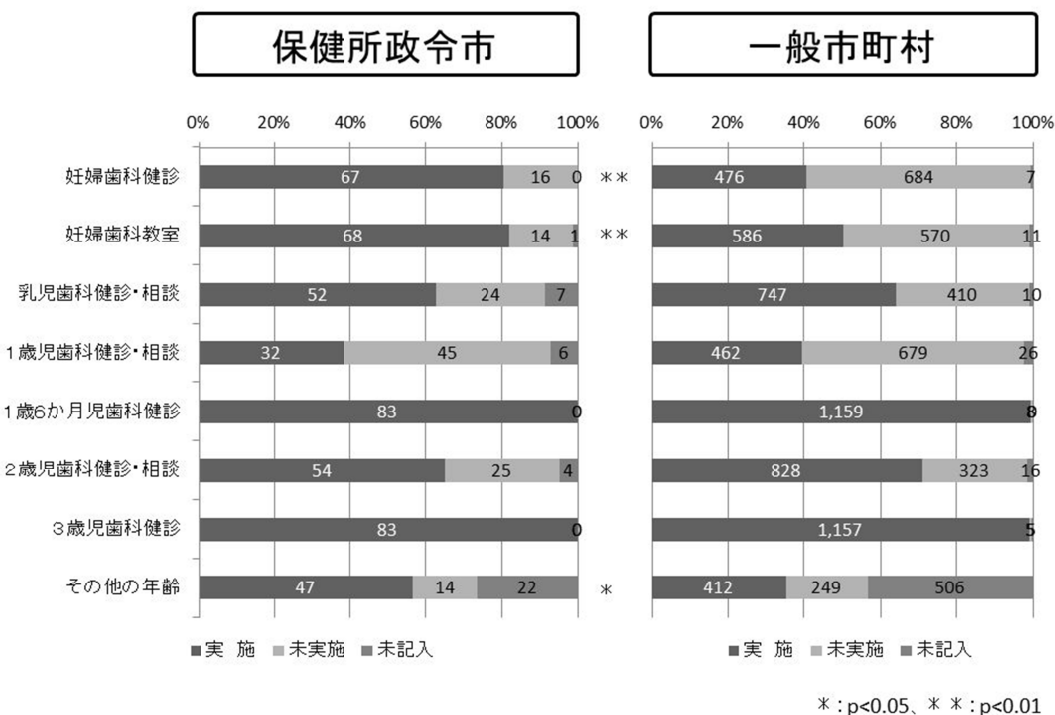


図2：従事している職種の数(複数回答)

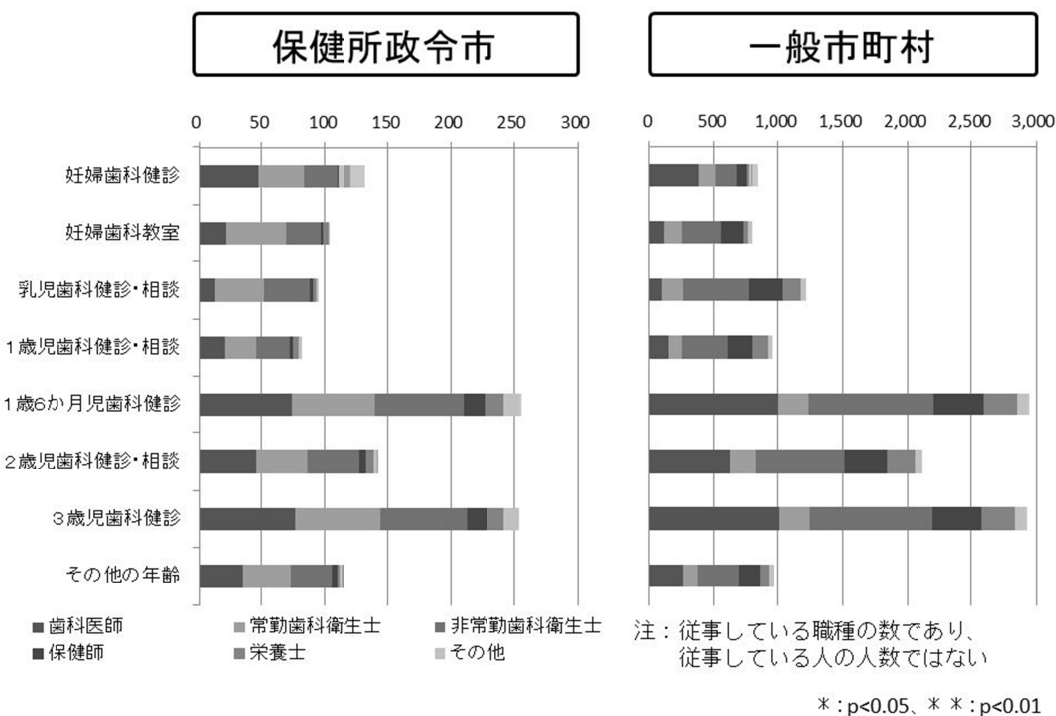


図3: 事業の実施形態

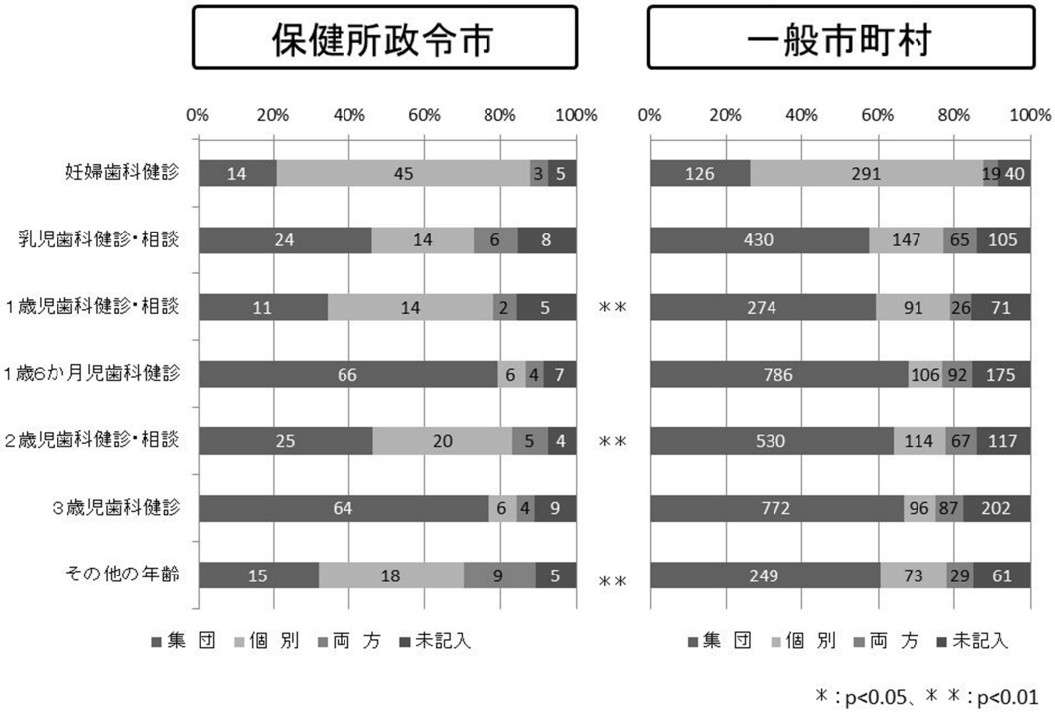


図4: マニュアルの整備状況

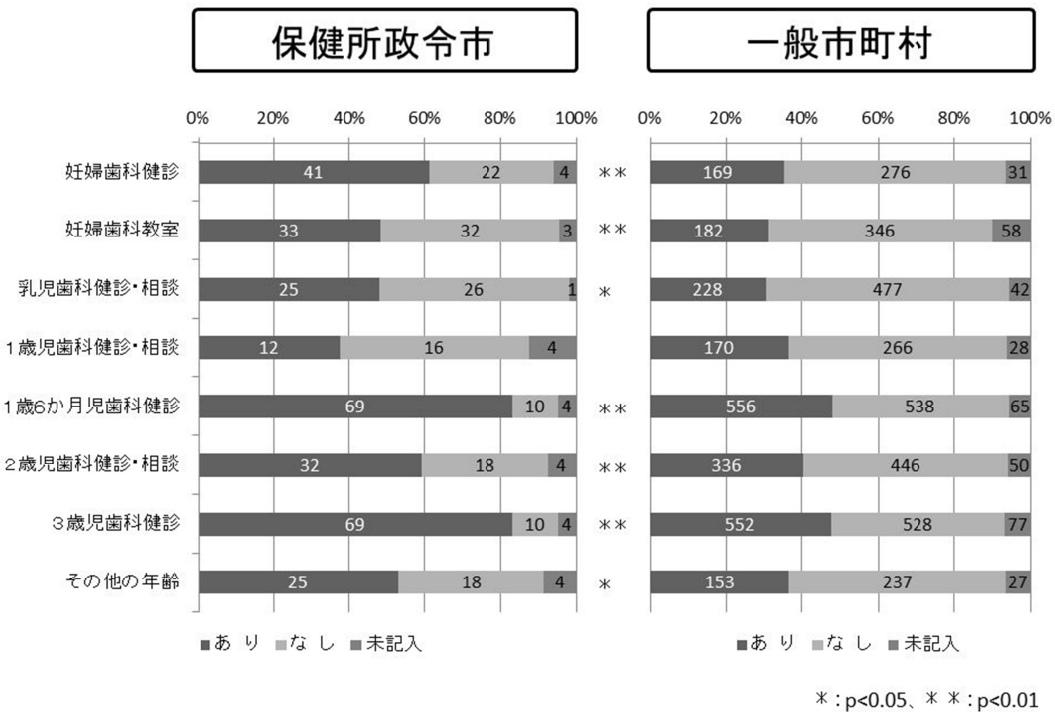


図5: マニュアルの種類

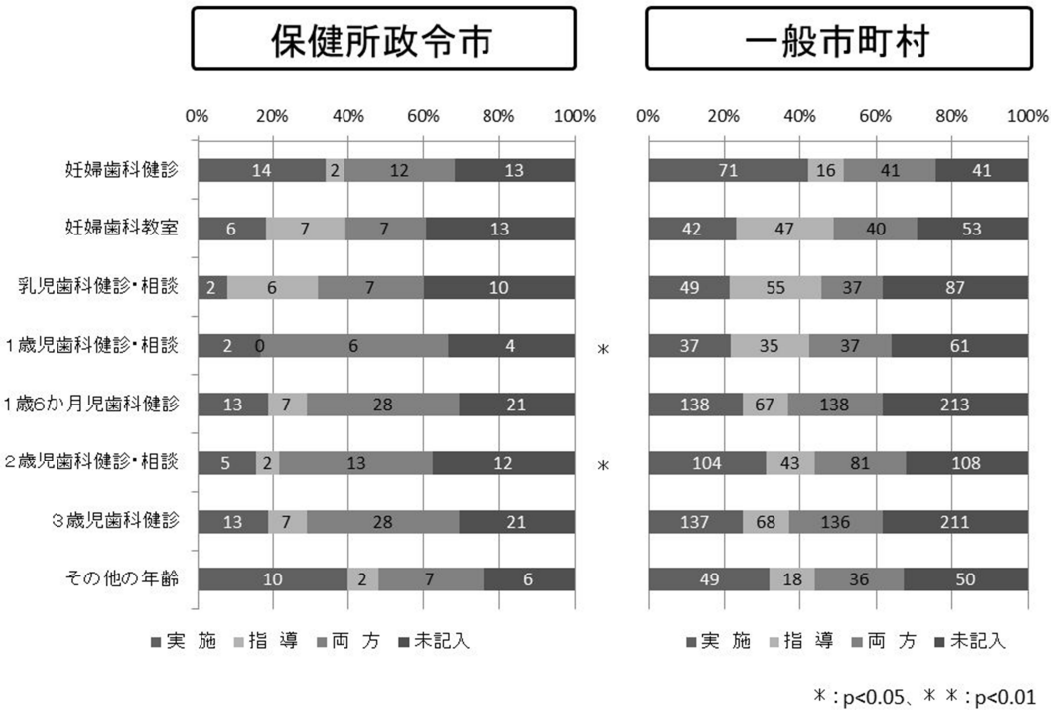


図6: フッ化物歯面塗布の実施状況

